

令和4年第1回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 4 年 3 月 3 日（木）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 4 年 3 月 1 8 日（金）午前 9 時 3 0 分

出席議員（11名）

1 番	高 田 光 雄	2 番	江 渡 正 樹
3 番	中 谷 謙 一	4 番	古 林 輝 信
5 番	野 坂 充	6 番	岡 山 義 廣
7 番	高 沢 陽 子	8 番	杉 山 福 行
9 番	戸 澤 栄	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	新 渡 幹 夫
総 務 課	長	山 田 勇 一
地 域 戦 略 課	長	長 根 一 彦
財 政 課	長	西 舘 峰 夫
防 災 安 全 課	長	五 十 嵐 勝 弘
税 務 課	長	高 山 幸 人
町 民 課	長	上 野 義 孝
介 護 ・ 福 祉 課	長	瀧 澤 誠

介護・福祉課調整監	小 又 千 恵 子
健康づくり課長	飯 田 貴 子
農林水産課長	玉 山 順 一
建設水道課長	浜 野 徹
会計管理者	秋 島 祐 成
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	富 吉 卓 弥
学校教育課指導室長	中 野 良 喜
社会教育・スポーツ課長	五 十 嵐 洋 介
中央公民館長兼図書館長 兼歴史民俗資料館長	小 野 早 苗
代表監査委員	蛭 名 進 一
総務課長補佐	二 木 智 徳
総務課行政担当	二 木 文 弥

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	七 島 良 嘉
議会事務局総括主査	濱 中 太 一

議事日程（第5号）

日程第1 議案審議

- 1、承認第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第7号））
- 2、承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第8号））
- 3、承認第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第9号））
- 4、議案第1号 令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第10号）
- 5、議案第2号 令和3年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 6、議案第3号 令和3年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 7、議案第4号 令和3年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 8、議案第5号 令和3年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 9、議案第13号 野辺地町議会議員及び野辺地町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案
- 10、議案第14号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案
- 11、議案第15号 野辺地町課設置条例の一部を改正する条例案
- 12、議案第16号 野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 13、議案第17号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 14、議案第18号 野辺地町町税条例の一部を改正する条例案
- 15、議案第19号 野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案

16、議案第20号 野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例案

17、議案第21号 野辺地町消防団条例の一部を改正する条例案

18、議案第22号 町道の路線認定の件

19、議案第23号 町道の路線変更の件

20、議案第24号 町道の路線廃止の件

21、議案第25号 野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の
件

日程第2 追加提出議案の上程

日程第3 追加提出議案の提案理由の説明

日程第4 追加提出議案審議

1、議案第26号 令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第11号）

2、議案第27号 令和3年度野辺地町介護保険事業特別会計補正
予算（第5号）

3、議案第28号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）

日程第5 陳情審議

1、陳情第1号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止
し農家経営支援の強化を求める陳情

日程第6 閉会

町長の提出議案

議案第26号 令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第11号）

議案第27号 令和3年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

議案第28号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）

議会の提出議案 な し

会議に付した議案

承認第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和3年度野辺
地町一般会計補正予算（第7号））

承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和3年度野辺
地町一般会計補正予算（第8号））

- 承認第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和 3 年度野辺地町一般会計補正予算（第 9 号））
- 議案第 1 号 令和 3 年度野辺地町一般会計補正予算（第10号）
- 議案第 2 号 令和 3 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 号 令和 3 年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 4 号 令和 3 年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 5 号 令和 3 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第13号 野辺地町議会議員及び野辺地町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案
- 議案第14号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案
- 議案第15号 野辺地町課設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第16号 野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第17号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第18号 野辺地町町税条例の一部を改正する条例案
- 議案第19号 野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 議案第20号 野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第21号 野辺地町消防団条例の一部を改正する条例案
- 議案第22号 町道の路線認定の件
- 議案第23号 町道の路線変更の件
- 議案第24号 町道の路線廃止の件
- 議案第25号 野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 議案第26号 令和 3 年度野辺地町一般会計補正予算（第11号）
- 議案第27号 令和 3 年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第28号 令和 4 年度野辺地町一般会計補正予算（第 1 号）

◎開議の宣告

○議長（戸澤 栄君） これより本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議案審議

○議長（戸澤 栄君） 日程第1、議案審議を行います。

承認第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） おはようございます。それでは、承認第1号は専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。専決処分いたしましたのは、令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第7号）であります。

国が進める子育て世帯への臨時特別給付金について、1人当たり10万円の一括給付を容認する旨国から指針が示されたことから、昨年うちに給付するため早急に措置する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

それでは、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,900万円を追加し、予算の総額を73億5,900万円といたしました。

まず、歳入予算について予算書の5ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の子育て世帯への臨時特別給付金事業費は、11月29日の臨時議会において5万円の現金給付を予定して予算措置しておりましたが、10万円の一括給付を行うための上乗せ分として6,900万円を追加しております。

続いて、歳出予算は6ページになります。3款民生費、2項12目子育て世帯への臨時特別給付金事業費、18節負担金、補助及び交付金に子育て世帯への臨時特別給付金6,900万円を追加いたしました。クーポンの支給ではなく現金で10万円を一括給付するため、残りの5万円分を追加したものであります。

以上、令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第7号）についてであります。ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから承認第1号を採決します。承認第1号についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

副町長の説明を求めます。

○副町長（江刺家夫君） 承認第2号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。専決処分いたしましたのは、令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）であります。

12月下旬の記録的な大雪により、当初予定していた除排雪予算では不足が見込まれるため、早急に措置する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

それでは、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、予算の総額を73億8,200万円としました。

まず、歳入予算については予算書の5ページをお願いいたします。18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金は、本補正予算の財源調整のため2,300万円を追加しております。

続いて、歳出予算について6ページをお願いいたします。8款土木費、1項1目土木総務費、3節職員手当等は、職員の時間外勤務手当に260万9,000円を追加いたしました。主に直営路線や堆雪場等の除排雪作業に係るものであります。

2項3目除雪対策費、13節使用料及び賃借料の除排雪機械は、除排雪作業に係る重機の借り上げ料で2,039万1,000円を追加いたしました。

以上で、令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）についてであります。ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。承認第2号についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

承認第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和3年度野辺地町一般会計補正

予算（第9号））を議題といたします。

副町長、説明。

○副町長（江刺家夫君） それでは、承認第3号は専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。専決処分いたしましたのは、令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第9号）であります。

国で進めている住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金給付をすることが国の指針で示されたことから、早急に措置する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

それでは、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,595万円を追加し、予算の総額を77億795万円としました。

まず、歳入予算ですが、予算書の6ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、3節社会福祉費補助金の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費が3億1,800万円、同事務費が780万円、それぞれ追加いたしました。

20款諸収入、5項1目1節健康保険料等個人納付金は、会計年度任用職員の社会保険料に係る個人納付分で、15万円を追加いたしました。

続いて、歳出予算の主なるものについて、7ページをお願いいたします。3款民生費、1項12目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費は、1節報酬から13節使用料及び賃借料までが当該給付金事業に係る事務費で、合わせて795万円を追加いたしました。18節の負担金、補助及び交付金は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を3億1,800万円計上いたしました。対象となる見込みの3,180世帯に10万円を乗じた額となります。

以上が歳出予算についてであります。

予算書3ページにお戻り願います。第2表、繰越明許費です。3款民生費、1項社会福祉費、介護施設等感染拡大防止対策事業費は、介護施設に対して感染予防対策として実施する施設の改修費用を補助するもので、昨年の12月補正で予算計上したところではありますが、資材の納入の遅れにより年度内の完了が見込めないおそれがあることから、繰越明許費を設定するものであります。

同じく3款1項の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、国の実施要項等により、令和4年9月末まで申請書の受付期間を設けることから、繰越明許費を設定するものであります。

以上、令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第9号）についてであります。ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出及び第2表、繰越明許費を一括で質疑を行います。質疑のある方。

5 番、野坂 充君。

○5 番（野坂 充君） 歳出の職員手当、時間外勤務手当195万円、これは単価幾らで何時間か、ちょっと教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 福祉課長。

○介護・福祉課長（瀧澤 誠君） ただいまの件についてお答えいたします。

単価ですけれども、平日につきましては、単価は1時間につき2,200円掛ける3時間で8日程度を見込んでおります。休日につきましては、2,400円掛けるおおむね3時間程度掛ける8日、すみません、人数もありました。平日は8人程度を見込んでおりました。休日につきましては、2人程度の職員の出勤ということで見込んでおります。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 5 番、野坂 充君。

○5 番（野坂 充君） 今時間外労働というのは、働き方改革からいって少なくなっているような状況なのですけれども、8人が……計算は今ちょっとできないので、これ労働条件に、苛酷な動労時間に該当することはないのでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○介護・福祉課長（瀧澤 誠君） 私の認識でお答えして申し訳ないのですが、まずこの事業につきましては、国のほうから示された事業でありまして、12月の中過ぎぐらいに突発的に開始した事業になりますけれども、それが年間通して恒常的にそのような時間で勤務しなければならないような条件においては、苛酷な労働をさせてというような感じにはなるのかも分らないですけれども、今の平日の3時間掛ける8日程度というのは、1月下旬の発送を目指して、いち早く各家庭に通知をいたしたいという思いもありまして、そのような形で短期ということで、苛酷な労働には当たらないものと考えております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから承認第3号を採決します。承認第3号についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に、議案第1号 令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

歳入歳出予算補正の主な項目、第2表、継続費補正、第3表、繰越明許費補正、第4表、債務負

担行為補正、第5表、地方債補正について副町長の説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家夫君） 議案第1号は、令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第10号）であります。お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ3,795万円を減額し、予算の総額を76億7,000万円としました。

まず、歳入の主なるものについてご説明申し上げます。予算書の15ページをお願いします。10款地方交付税、1項1目1節地方交付税は、普通交付税の再算定に伴い、追加交付分1億4,525万1,000円を追加いたしました。

12款分担金及び負担金、2項1目民生費負担金、1節老人福祉費負担金の被措置者徴収金は、措置入所に伴う徴収金42万円を計上しております。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉総務費負担金から5節の児童手当負担金は、決算見込みに合わせた増減になります。

2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は、決算見込みによる減額のほか、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を図るためのシステム改修に伴う補助金277万2,000円を追加し、合わせて201万2,000円を減額しております。

16ページに参りまして、2節地方創生推進交付金は、決算見込みにより592万円を減額しております。

2目2節児童福祉費補助金は、決算見込みに合わせた減額のほか、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善に伴う補助金233万4,000円を追加し、合わせて153万4,000円を増額しております。

3目2節下水対策費交付金は、決算見込みにより52万8,000円を減額いたしました。

4目1節水産業費補助金は、野辺地漁港荷さばき施設改築事業に対する補助金で、123万1,000円を追加しております。

5目1節社会資本整備総合交付金は、決算見込みにより149万2,000円を減額しました。2節道路橋りょう費補助金の新田橋橋梁補修事業費は、追加交付により283万6,000円を追加しております。

6目3節教育費補助金の学校保健特別対策事業費は、小・中学校感染対策及び教育環境整備に対する補助金で、155万9,000円を追加しております。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金、1節社会福祉総務費負担金の国民健康保険保険基盤安定は、交付額確定により107万8,000円を追加いたしました。

17ページをお願いいたします。1目4節障害者福祉費負担金230万円と、6節児童手当負担金74万4,000円は、先ほど国庫支出金でご説明したものの県負担分であります。

2項1目総務費県補助金は、決算見込みによりそれぞれ減額しております。

2目1節社会福祉総務費補助金は、生活困窮者に対する灯油購入費助成事業に係る補助金で、200万円を追加しております。

2目3節障害者福祉費補助金から、18ページにかけての3目衛生費県補助金までは、決算見込みによる減額であります。

18ページの4目1節農業費補助金は、農業委員会交付金等が交付額の決定により587万8,000円を追加いたしました。農業委員等の農地利用最適化に係る活動実績に応じて、交付金が決定されるものであります。経営所得安定対策直接支払推進事業費は交付見込みにより7万9,000円を追加、農業次世代人材投資事業費は対象者が職を離れてしまったことから150万円を減額しました。

6目土木費県補助金と7目教育費県補助金は、決算見込みによりそれぞれ減額しております。

3項県委託金、1目5節選挙費委託金は、事業費確定により102万円を減額しております。

16款財産収入、2項3目1節物品売払収入は、公用車更新に係る車両売却収入で19万円を追加しました。

19ページをお願いいたします。17款寄附金、1項2目指定寄附金は、ふるさと納税が53件、そのほか指定寄附金3件、合わせて237万9,000円のご寄附がありました。寄附の目的に沿った基金に積み立てて活用させていただきます。

18款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金は、本補正の収支均衡を図るためのもので、1億3,246万9,000円を減額いたしました。

6目ふるさとづくり基金繰入金は、371万5,000円を減額いたしました。基金を活用した事業の一部が翌年度に先送りされたことから、基金に戻すための措置であります。

7目みちのく丸地域活性化基金繰入金は、歳出に合わせて68万8,000円を減額しております。

20款諸収入、5項1目個人納付金は、決算見込み等により減額しております。

20ページに参りまして、2目1節重度心身障害者医療費返納金は、決算見込みにより16万3,000円を追加しております。

3目2節雑入は、北部上北広域事務組合の令和2年度決算による精算金を1,000万8,000円、医師修学資金貸付金に係る返還金を534万2,000円それぞれ追加しております。そのほか、実績見込みによる共済金を増額しております。

21款町債は、21ページにありますとおり、総額で6,466万8,000円を減額いたしました。主に事業費の確定見込みによるものであります。

21ページの8目臨時財政対策債は、普通交付税の再算定に伴い5,326万8,000円を減額いたしました。

以上、歳入予算の概要であります。

続きまして、歳出予算の主なるものについてご説明申し上げますが、歳出予算全般について、単

なる決算見込みにより減額するものについては、説明を割愛させていただきます。

22ページをお願いいたします。1款議会費と2款総務費は、主に決算見込みによるものです。

23ページをお願いいたします。6目企画費の18節負担金、補助及び交付金のバス路線維持対策費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、このままではバス路線を維持できなくなるおそれがあるため、補助要綱において特例措置を設けることとし、交通事業者への補助金に38万8,000円を追加いたしました。

24ページに参りまして、下段の3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料は、住民記録システムの機能向上として、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化のための改修費用で、277万2,000円を追加しております。全額国費が充てられます。

続いて、1ページ飛ばしまして、26ページをお願いいたします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、27節繰出金は、国民健康保険事業特別会計への繰出金で、23万8,000円を追加しております。

3目介護保険対策費、27節繰出金は、介護保険事業特別会計への繰出金で、248万1,000円を追加しております。

27ページをお願いいたします。6目有戸地区はまなすふれあいセンター費、10節需用費は、燃料単価高騰により10万円を追加しております。

7目障害福祉対策費、19節扶助費は、障害者総合支援法による給付費で、当初想定していた申請件数よりも多くなる見込みのため、総額920万円を追加いたしました。

2項1目児童福祉総務費、22節償還金、利子及び割引料は、令和2年度子ども・子育て支援事業費の精算に伴う返還金として84万7,000円を追加いたしました。

2目児童保育費、10節需用費の消耗品費8万円と、28ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金の保育士・幼稚園教諭等处遇改善臨時特例事業費補助金202万1,000円は、国の指針により令和4年2月から3%程度引き上げるためのもので、総額210万1,000円を追加しております。

29ページをお願いいたします。4款衛生費、1項2目予防費、22節償還金、利子及び割引料は、令和2年度感染症予防事業費等の精算に伴う返還金28万4,000円を追加しております。

3目母子衛生費、22節償還金、利子及び割引料は、令和2年度未熟児養育医療費等の精算に伴う返還として28万3,000円を追加しております。

30ページに参りまして、下段の6款農林水産業費、1項1目農業委員会費、1節報酬は、農業委員会委員等の報酬を総額657万8,000円追加いたしました。農業委員等活動報酬及び農地利用の最適化に向けた活動実績によるものであります。

31ページをお願いいたします。7目農地費、18節負担金、補助及び交付金は、県事業である清水目ダム地区防災ダム事業の町負担分で、令和4年度予算の前倒しとして国が補正対応したことによ

り、受益者負担額、野辺地町は３％負担になりますが、変更になったことから、150万円を追加いたしました。

32ページに参りまして、３項２目漁港・漁場整備費、12節委託料は、野辺地漁港荷さばき施設改築事業に係る費用で、総額246万2,000円を追加しておりますが、基本設計業務委託料の確定に伴う減額のほか、新たに実施設計業務1,120万7,000円を計上しております。

続いて、１ページ飛ばしまして、34ページをお願いします。８款土木費、２項１目道路橋りょう総務費、10節需用費は、街路灯に係る光熱水費で、電気料単価上昇により10万円を追加しております。

３目除雪対策費は、総額2,909万7,000円を追加いたしました。今年度の大雪に対応するためのものであります。

35ページをお願いいたします。下段の10款教育費、１項２目事務局費、10節需用費は、燃料費の高騰により３万円を追加いたしました。

36ページに参りまして、中段の10款教育費、２項１目野辺地小学校費から３項１目野辺地中学校費までにそれぞれ計上した10節需用費及び17節備品購入費は、小・中学校の感染対策及び教育環境整備を国庫補助を活用して行うものと、あと燃料費の高騰によるもの、合わせまして331万2,000円を追加しております。

37ページをお願いいたします。上段２つ目、６目図書館費には、図書館管理システムを更新する費用を計上していましたが、事業を翌年度に見送ることになったことから、総額371万5,000円を減額しております。

７目歴史民俗資料館費、11節役務費の消火器処分料は、県内で処分できないハロン消火器の処分費用として25万9,000円を追加しております。17節備品購入費は、新規消火器購入費用として4万3,000円を追加しております。

38ページに参りまして、下段の13款諸支出金は、ふるさと納税及び指定寄附金としていただいたものを積立ていたします。

39ページをお願いいたします。14款予備費は、107万6,000円の減額といたしました。

以上が歳出予算の概要についてであります。

予算書６ページにお戻り願います。第２表、継続費補正についてご説明いたします。６款農林水産業費、３項水産業費、野辺地漁港荷さばき施設改築事業について、令和３年度から令和４年度までの継続費を設定いたします。総額は、２億4,323万5,000円であります。年割額は、令和３年度が2,265万2,000円、令和４年度が2億2,058万3,000円となります。

７ページをお願いいたします。第３表、繰越明許費補正でありますが、追加が４件であります。２款総務費、３項戸籍住民基本台帳費の住民記録システム改修事業は、社会保障・税番号制度シス

テム整備費補助金を活用し、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修費用ですが、令和４年度に事業完了となる予定であることから設定するものであります。

３款民生費、２項児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付金事業費は、離婚等により臨時特別給付金を受け取れなかった人のために、令和４年度にかけて対応するために設定するものであります。

１０款教育費、２項小学校費及び３項中学校費の感染症対策備品購入事業は、学校保健特別対策事業費補助金を活用し、小・中学校感染対策及び教育環境整備を行うもので、令和４年度に事業完了となる予定であることから設定するものであります。

次に、８ページから１０ページまでは、第４表、債務負担行為補正であります。債務負担行為は追加が５３件、令和４年度当初から業務を開始するため、令和３年度中に契約行為を行い、滞りなく業務を進めるためのものであります。

１１ページからの第５表、地方債補正は、追加が１件、変更が１０件であります。追加となった空き家・空き店舗活用事業は、財源として地方債を活用することにしたことから追加いたしました。変更の１０件については、事業費の確定または確定見込みにより、当該事業に充当する地方債の限度額を補正するものであります。また、起債の方法、利率等に変更はございません。

以上、令和３年度野辺地町一般会計補正予算（第１０号）の概要であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） ページ数が多いので、歳入一括で質疑を行います。歳入に対して質疑ある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 歳入の質疑を終わります。

次に、歳出一括で質疑を行います。歳出ございませんか。

１１番、赤垣義憲君。

○１１番（赤垣義憲君） ２３ページです。バス路線維持対策費の補助金が３８万８,０００円上乗せされるということですけれども、何年か前に私質問したことがありまして、コミュニティバスを運行したらどうかというお話をしたことがあるのですけれども、こういったバス路線維持対策等路線バスの会社に支援している金額というのは、年額総額で幾らでしょう。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○地域戦略課長（長根一彦君） お答えいたします。

令和２年度の決算で１,３３４万５,０００円となっております。

○議長（戸澤 栄君） １１番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。路線バス会社の支援という形もいいと思いますが、より市民が使いやすいという形を取るには、コミュニティーバスを運行したほうがよいのかなと思いついて、そういった支援の経費とコミュニティーバスの運行の経費をてんびんにかけてというのはちょっと思ったのですけれども、ありがとうございます。ぜひコミュニティーバスの運行も検討していただきたいなと思っていますところです。

26ページです。一番下、要援護者除雪対策地域活動事業、これはもう雪がほとんど解けましたけれども、この事業は何件の要望があったのか、こういった形で周知したのかをお知らせください。

○議長（戸澤 栄君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（瀧澤 誠君） お答えいたします。

この事業につきましては、各自治会さんをお願いしてやった事業であります。ご協力いただいた自治会さんにつきましては、5自治会ということで、当初見込んでおった自治会より少なかったものですから、その分を減額という形を取らせていただきました。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 要はやってほしいという件数、実績は何件だったのでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） はい。

○介護・福祉課長（瀧澤 誠君） 件数の資料が今手元にございませんので、後ほどということでよろしくお願いします。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 30ページ、農業委員会委員報酬と農地利用最適化推進委員の報酬、これ当初にも盛っていたと思うのですが、これはこの分増額になるということでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 農林課長。

○農林水産課長（玉山順一君） お答えします。

当初予算で盛っていたのは、農業委員、農地利用最適化推進委員の月額報酬のみで令和3年度は計上しておりました。それに伴って、令和3年度、活動によって国のほうから補助金が交付されるということで、補正予算を計上しております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 今3月で補正するということは、この分一気に報酬を払うという形なのですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○農林水産課長（玉山順一君） その件に関しましては、国の補助金が確定しましたので、3月の

報酬で3月に支払う予定としております。その分を一括で払う予定としております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 31ページから32ページにかけてです。屋外看板設置工事とサンシェード設置工事が2つともなくなっています。これは、常夜燈市場に設置するという話のものだったのかなと思います。そのときは、営業を再開する前に先にやってしまうよという話だったのですけれども、これは結局やらなかったということでよろしいですか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○農林水産課長（玉山順一君） 休館中でありましたので、工事は行っておりません。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。

33ページです。真ん中のところ、みちのく丸に関連する経費が大きく削減されております。一般公開安全対策業務とか、公開講師派遣業務とか、こういった要はみちのく丸をPR、宣伝するという経費だと思うのですけれども、これをカットしていると。恐らくコロナの関係で、なかなかPR、案内ができなかったという理由かなと推測するのですが、令和4年度はこういった事業をやる予定なのか、それともこういう事業はやらずに、ただ展示、置いておくだけという考えなのかお知らせください。

○議長（戸澤 栄君） 担当課長。

○地域戦略課長（長根一彦君） お答えいたします。

みちのく丸につきましては、昨日もご質問いただきまして、当面維持管理を中心にということで考えております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ということは、維持管理ということは、ただ置いておくだけという解釈で、前にやったような、この船はこういうことが、北前船はこういうことが過去にあったのですよとかという説明とかというのは、全然なくなるということでよろしいですか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○地域戦略課長（長根一彦君） お答えいたします。

私の維持管理というのは、船の上に上がっての見学というのはやめようということで、町歩きとかやる事業がありますので、その際いろんなところを回りながら、みちのく丸のほうにも寄っていただきまして、野辺地町の歴史を知りながらというのは考えております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） その場合は、一般公開安全対策とかというのはやらなくても大丈夫と、外

から見るだけだから、こういう対策はしなくてもいいということですか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○地域戦略課長（長根一彦君） お答えいたします。

謎解きとか、教育委員会さんがやっている事業と一緒にやらせていただこうかなと考えております。

○議長（戸澤 栄君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 歳出を終わります。

次に、第2表、継続費補正から第5表、地方債補正まで一括で質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和3年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入歳出予算補正の主な項目及び第2表、債務負担行為について町民課長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第2号 令和3年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,047万2,000円を増額し、予算の総額を16億5,468万5,000円といたしました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税を収納見込額の精査により263万3,000円を増額し、2億7,589万9,000円といたしました。

3款1項1目災害等臨時特例補助金を23万円増額いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症対策分として、保険税の減免対象となった分を国が補助するものであります。

4款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金を900万1,000円増額いたしました。これは、

歳出の２款保険給付費の増額に伴うものであります。２節特別交付金は、補助金の内示等により793万円増額いたしました。

６款１項１目一般会計繰入金、１節保険基盤安定繰入金は、額の確定により174万6,000円増額いたしました。２節事務費繰入金は、滞納整理機構への委託経費の精査により38万8,000円減額いたしました。３節出産育児一時金繰入金を112万円減額いたしました。

８款１項１目延滞金、１節一般被保険者延滞金を74万円増額いたしました。

続いて、３項１目雑入、３節健診等個人納付金は、特定健診事業費の精査により30万円減額いたしました。

次に、歳出の主なるものについてご説明申し上げます。９ページをお願いいたします。１款総務費、１項１目一般管理費の12節委託料を55万6,000円増額いたしました。これは、結核・精神疾患による保険者支援業務が特別交付金の対象となり増額したものであります。

２款２項高額療養費は、１目一般被保険者高額療養費を給付実績の見込みにより900万1,000円増額いたしました。

同じく４項１目出産育児一時金を給付実績見込みにより168万円減額いたしました。

５項１目葬祭費を給付実績見込みにより60万円減額いたしました。

３款１項１目一般被保険者医療給付分は、納付金確定により155万6,000円減額いたしました。

３款２項１目及び３款３項１目の国民健康保険事業費納付金については、財源調整であります。

６款１項１目保健衛生普及費は、健康づくり推進事業費の精査により26万5,000円減額いたしました。

２項１目特定健康診査等事業費を集団健診及び個別健診の決算見込みにより233万円減額いたしました。

９款３項２目直営診療施設勘定操出金は、救急患者受け入れ体制支援事業等の事業費増により299万2,000円を増額いたしました。

10款予備費は、財源調整のため1,474万2,000円増額いたしました。

次に、４ページをお願いいたします。第２表、債務負担行為についてであります。国保情報集約システム運用管理業務委託ほか４件については、今年度中に契約を行い令和４年度当初から滞りなく業務を進めるためのものであります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） これから歳入歳出一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑してください。ありませんか。

５番、野坂 充君。

○５番（野坂 充君） 10ページの出産育児一時金が168万円減額になっていますが、実績を教えて

ください。今現在の時点でいいです。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○町民課長（上野義孝君） お答えいたします。

当初8人分の予算要求しておりましたが、見込みは4人分であります。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 歳入及び歳出の質疑を終わります。

次に、第2表、債務負担行為について質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

先ほどの赤垣議員の質問に、課長、準備できましたか。

○介護・福祉課長（瀧澤 誠君） 先ほどの赤垣議員の質問に対してお答えいたします。

まず、この事業につきましては、令和3年の12月の降雪があった時点から3月末までを予定しておるのですけれども、5自治会に協力していただきました。世帯数につきましては、トータルで13件ということでお答えいたします。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 13件ってすごく少ないなという印象なのですけれども、やっぱりまだまだ困っている方々が非常に多いと思います。この事業をうまくPRして、自治会だけではなくて、町のホームページだったり、広報だったり使って、しっかりと周知して、困っている方々にもっと支援していただけるよう、周知していただければと思います。今後ますますこの事業よろしく願います。

○議長（戸澤 栄君） 次に、議案第3号 令和3年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入歳出補正予算の主な項目及び第2表、債務負担行為について町民課長より説明を求めます。

はい、どうぞ。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第3号 令和3年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ454万5,000円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,404万5,000円といたしました。

歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款1項後期高齢者医療保険料の収納見込額を精査し、1目特別徴収保険料を152万3,000円増額し、2目普通徴収保険料を605万円減額し、合わせて452万5,000円減の1億1,593万6,000円といたしました。

3款1項2目保険基盤安定繰入金を、後期高齢者医療広域連合の保険基盤安定繰入金が確定したことにより1万8,000円減額いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を歳入でご説明したとおり、保険料納付金については収納見込額の精査により452万7,000円減額し、保険基盤安定負担金については額の確定により1万8,000円減額し、令和3年度精算分の令和2年度保険料負担金が確定したため、257万4,000円増額いたしました。

5款予備費については、財源調整のため257万4,000円減額いたしました。

次に、3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為についてであります。後期高齢者医療事務システム保守業務については、今年度中に契約を行い、令和4年度当初から滞りなく業務を進めるためのものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 歳入及び歳出の質疑を終わります。

次に、第2表、債務負担行為について質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

議案第４号 令和３年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

歳入歳出予算補正の主な項目及び第２表、債務負担行為補正について介護・福祉課長の説明を求めます。

○介護・福祉課長（瀧澤 誠君） それでは、議案第４号 令和３年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。既定の予算額から160万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,253万2,000円といたしました。

それでは、歳入についてご説明いたします。６ページをお願いいたします。１款１項介護保険料、１目第一号被保険者保険料を3,910万3,000円増額いたしました。特別徴収保険料と普通徴収保険料の現年度分及び過年度分の調定見込みによるものでございます。

３款１項国庫負担金、１目介護給付費負担金を507万円増額いたしました。介護給付費に係る国庫負担金の負担割合に基づくもので、決算見込みにより増額いたしました。

同じく３款２項国庫補助金、１目調整交付金は511万7,000円の増額、２目地域支援事業交付金（介護予防・生活支援）は518万6,000円を減額、３目包括的・任意事業は324万2,000円、４目保険者機能強化推進交付金39万円、５目介護保険料保険者努力支援交付金13万5,000円、６目介護保険事業費補助金５万5,000円を増額し、計375万3,000円増額いたしました。各事業の決算見込額によるものでございます。

７ページをお願いいたします。４款１項支払基金交付金を計2,314万1,000円減額いたしました。１目、２目は居宅介護サービス給付費の見込みによる減額となります。

５款１項県負担金、１目介護給付費負担金を251万7,000円増額いたしました。これは、介護給付費に係る県負担金分に基づくもので、決算見込みにより増額いたしました。

同じく５款２項県補助金、１目地域支援事業交付金の介護予防・生活支援を170万3,000円減額、２目包括的・任意事業を161万7,000円増額いたしました。いずれも決算見込みによるものでございます。

８ページをお願いいたします。７款１項一般会計繰入金を248万1,000円増額いたしました。これは、居宅介護サービス給付費や介護予防・生活支援総合事業費、包括的支援事業費、また事務費等の負担分を決算見込みにより調整いたしました。

７款２項基金繰入金、１目介護給付費準備基金繰入金を3,129万8,000円減額し、財源を調整しております。

９ページをお願いいたします。続いて、歳出についてご説明いたします。１款３項１目介護認定費を22万円減額いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大防止による介護認定審査会が中止になったため、審査会の経費を減額したものであります。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費を160万6,000円減額いたしました。介護度が要介護 1 から 5 の方が在宅で利用する介護サービスに係る費用で、決算見込みによるものでございます。

2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費を130万円増額いたしました。要支援 1、2 の方のサービス利用費で、決算見込みによるものでございます。

2 款 5 項 1 目高額医療合算介護サービス費を30万円減額いたしました。これは、介護と医療の自己負担分を合算し、限度額を超過した分について補足給付するもので、決算見込みによるものでございます。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目は、財源の充当に変更があったための財源補正であります。

4 款 2 項 1 目一般介護予防事業費は、13万8,000円減額いたしました。下段の 3 項 3 目任意事業費は、105万円減額いたしました。いずれも決算見込みによるものでございます。

11ページ、4 款 3 項 4 目包括的支援事業費（社会保障充実分）は、16万4,000円減額いたしました。研修会参加に係る旅費、受講料について、開催地が新型コロナ感染拡大地域のため不参加としたため、減額となりました。

4 款 4 項 1 目審査支払手数料は財源調整であります。

5 款 2 項 2 目償還金は、令和 2 年度決算により返還が生じるものとし、令和 3 年 9 月に補正にて予算を調整しましたが、再精査による返還が発生しないため減額としたものであります。

3 ページをお願いいたします。第 2 表、債務負担行為補正であります。債務負担行為は 3 件で、令和 4 年度当初から業務を開始するに当たり、令和 3 年度中に契約行為を行い、滞りなく業務を進めるものであります。

以上、ご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出の質疑を終わります。

次に、第 2 表、債務負担行為補正について質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑ないものといたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号 令和３年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。
水道課長。

○建設水道課長（浜野 徹君） それでは、議案第５号 令和３年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、減価償却費の確定により減額するものです。

１ページをお願いいたします。第２条、収益的支出の予定額、１款１項営業費用の２億２,１０４万１,０００円から７２万４,０００円を減額し２億２,０３１万７,０００円とし、減額分については４項の予備費で調整いたしました。

第３条、債務負担行為は、毎日水質検査業務委託ほか２件であります。令和４年度当初から業務を開始する必要がある、令和３年度中に契約行為を終了し、滞りなく業務を進めるためのものです。

補正の内訳は、補正予算説明書で説明いたします。５ページをお願いいたします。収益的支出の１款１項５目減価償却費は、金額の確定により７２万４,０００円の減額といたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから水道事業補正予算一括で質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第５号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。

休憩（午前１０時４０分）

再開（午前１０時５５分）

○議長（戸澤 栄君） 再開します。

議案第１３号 野辺地町議会議員及び野辺地町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案を議題とします。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案書 7 ページをお願いいたします。議案第13号は、野辺地町議会議員及び野辺地町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案であります。

公職選挙法が一部改正され、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象が市と同様のものに拡大されたことから、当町における町議会議員選挙及び町長選挙について、選挙費用の公費負担を行うため、本条例を制定するものであります。

なお、選挙公営の対象拡大に伴い、町村議会議員選挙におきましても供託金制度が導入されることとなります。

それでは、8 ページをお願いします。第 1 条は、この条例の趣旨であります。公職選挙法の規定に基づき、野辺地町議会議員及び野辺地町長の選挙における選挙運動用の自動車の使用及びビラ、ポスターの作成に係る公費負担に関して、必要な事項を定めることを規定しております。

第 2 条から第 5 条までは、選挙運動用自動車の使用についての規定となります。

10 ページをお願いします。選挙運動用自動車の使用につきましては、2 つの方法に分かれておりまして、まず 4 行目の第 4 条第 1 項では、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約に基づくもの、いわゆるタクシー、ハイヤー等を選挙運動用に貸切で用いる方法となります。この場合は、1 日当たり 5 万 1,500 円を上限額として、これに使用した日数を乗じて得た額が公費負担の額となります。

その次の同条第 2 項は、一般乗用旅客自動車運送事業者以外の個別契約に基づくもの、例えばレンタカーや個人、会社などから選挙運動用に借り上げする方法となります。この場合は、アの規定により 1 日当たり 1 万 3,390 円を上限額として、これに使用した日数を乗じて得た額を公費負担いたします。

11 ページに参りまして、イは当該選挙運動用自動車に給油した燃料費に対する公費負担の規定となります。燃料費につきましては、選挙運動期間中に実際に給油した燃料代または 1 日当たり 7,210 円を上限として、これに選挙運動期間の日数を乗じて得た額のいずれか低いほうの額となります。

次のウは、当該選挙運動用自動車の運転手の雇用についての規定であります。こちらは 1 日当たり 1 万円を上限として、これに雇用した運転手が実際に運転業務に従事した日数を乗じて得た額が公費負担となります。

12 ページをお願いします。第 6 条から第 8 条までは、選挙運動用ビラの作成についての規定となります。当該ビラの作成単価に作成枚数を乗じて得た額を公費負担するものであります。13 ページの第 8 条に規定のとおり、ビラの作成単価は 7 円 51 銭を上限とし、またビラの作成枚数は公職選挙法の規定に合わせ、町議会議員選挙で 1,600 枚、町長選挙で 5,000 枚を上限といたします。

第 9 条から次のページの第 11 条までは、選挙運動用ポスターの作成についての規定となります。

当該ポスターの作成単価に作成枚数を乗じて得た額を公費負担するものであります。作成単価につきましては、第11条に規定のとおり、347円14銭にポスター掲示場数を乗じて得た額に13万3,900円を加え、その額をポスター掲示場の数で除して得た額を上限といたします。参考までに、現在当町の掲示場の数は64か所ありますので、これを計算しますと作成単価は2,440円が上限となります。

なお、ここまでご説明いたしました選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及びビラの作成に係る公費負担を受けることができるのは、いずれも供託金を没収されなかった候補者に限られます。

以上が選挙公営に関する主な内容となります。

最後に、この条例の施行日は令和4年4月1日といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

議案第14号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案書23ページをお願いします。議案第14号は、押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案であります。

この条例は、町へ提出する申請書や届出書などへの押印を求める手続の見直しに伴い、関係する条例について所要の改正を行うため制定するものであります。

24ページをお願いします。現在町で押印を求める規定のある5つの条例につきまして、一括で改正を行うものであります。

新旧対照表でご説明いたします。27ページをお願いします。27ページは、第1条関係の野辺地町職員のサービスの宣誓に関する条例であります。新たに職員となったときに提出する宣誓書の様式から押印欄を削ります。

28ページをお願いします。このページの第2条関係、特別災害による被害者に対する町税減免の

特別措置に関する条例から、30ページの第4条関係、野辺地町火入れに関する条例までは、それぞれの申請書様式から押印欄を削ります。また、併せて宛名の敬称を「殿」から「宛」に改めるものがあります。

31ページをお願いします。第5条関係の野辺地町固定資産評価審査委員会条例は、様式ではなく条文の改正となりますが、審査の申出や意見陳述など、必要な手続において提出または作成する資料について、それぞれ署名、押印を廃止するものであります。

この条例の施行日は、令和4年7月1日といたします。

以上で議案第14号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（戸澤 栄君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 野辺地町課設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書33ページをお願いします。議案第15号は、野辺地町課設置条例の一部を改正する条例案であります。

34ページをお願いします。令和4年度の町の組織機構の見直しに伴い、課の名称を改めるものがあります。

具体的な改正内容につきまして、次の35ページの新旧対照表でご説明いたします。条例第1条の第2号、「地域戦略課」を「企画財政課」に、第3号、「財政課」を「防災管財課」に、第9号、「農林水産課」を「産業振興課」にそれぞれ改め、そして第4号の「防災安全課」を削除し、それ以下の号を1号ずつ繰り上げるものであります。

この条例の施行日は、令和4年4月1日といたします。

以上で議案第15号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（戸澤 栄君） これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

○総務課長（山田勇一君） 議案書37ページとなります。議案第16号は、野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

38ページをお願いします。国及び県の制度と同様に、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等の措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。41ページをお願いします。第2条の改正は、第3項に規定する非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止するものであります。

42ページをお願いします。第17条は、部分休業に関する規定であります。こちらでも育児休業と同様に非常勤職員の取得要件となっております1年以上の在職期間の要件を廃止するものであります。

42ページ中段から43ページまでの第21条及び第22条は、職員が育児休業を取得しやすいよう、妊娠または出産等について申出があった場合の措置及び勤務環境の整備に関する措置について、新たに規定するものであります。

この条例の施行日は、令和4年4月1日といたします。

以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 新旧対照表の42ページというか、41ページにもありますけれども、在職した期間が1年以上である非常勤職員という在職の条件を取ったということはどういうことか、ちょっと説明願います。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○総務課長（山田勇一君） これまでは、継続して1年以上勤務しなければ、育児休業を取得することができませんでしたが、それを1年に満たなくても取得できるということの改正であります。非常勤職員です。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） もし非常勤職員が、言葉の使い方がどうか分からないのだけれども、妊娠

している職員は使わないという形で取っていいのかな。

○議長（戸澤 栄君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 非常勤職員が妊娠したからといって、そこで解雇するということはないです。

○5番（野坂 充君） 非常勤職員として採用するときに妊娠しているのが分かっていた場合はどうなるのかな。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○総務課長（山田勇一君） そのときは、その事情を鑑みて、採用はしないということになろうかと思います。

○議長（戸澤 栄君） 課長、いいのか、それで。

副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） 出産を控えた方が仮に試験を受けた場合、例えば6月から7月の間にどうしても働いてもらわなければいけないと。そこがどうしても引っかかるというのであれば、本人とご相談しながら決めることに、そんな感じでご本人と相談しながら、我々が必要な部分等を、こっちから一方的にお断りということではなくて、その辺はお互いに調整してから決めていきたいというふうに思っております。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 今の副町長の答えだと、ケース・バイ・ケースで対応していくというような回答でしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 例えば6月から9月まではちょっと無理だとなったら、9月以降お願いするとか、6月から9月の間は、3か月というたとえがあまりよくないかもしれないですけども、別の方をお願いするとかというやり方になってくるのかなと。

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これから議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案書45ページをお願いいたします。議案第17号は、野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。

55歳を超える一般職の職員の昇給の見直し及び行政職の職の見直しを行うものであります。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。48ページをお願いします。第4条であります。一般職の職員の昇給につきましては、毎年度実施しております職員人事評価の成績結果を基に行っており、これまで55歳を超える職員は標準の成績で通常の2分の1に当たる2号給の昇給としておりました。それを国と県の制度に合わせ、標準の成績では昇給を行わないよう改正するものであります。

49ページに参りまして、級別基準職務表の改正であります。本表は、職員の職務に応じて給料表に定める職務の級に分類するための基準となるものでありますが、行政職の職として設けております主事補の職を廃止することに伴い、1級の基準となる職務から主事補の職を削除するものであります。

この条例の施行日は、令和4年4月1日といたします。

以上で議案第17号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 野辺地町町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

税務課長。

○税務課長（高山幸人君） それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

議案書51ページをお願いいたします。議案第18号は、野辺地町町税条例の一部を改正する条例案であります。

53ページをお願いします。提案理由は、町税の前納報奨金を廃止するためでございます。

廃止に至る理由を少し詳細にご説明申し上げます。前納報奨金は、個人町民税と固定資産税にお

いて、第1期の納期限までに年税額全額を納付すると、実質割引が受けられる制度であります、次のことなどを総合的に勘案し、令和5年度から廃止するとしたものであります。

1つ目として、幾つかの不均衡や不公平感があること、特に全額を一括で納付できるだけの資力に余裕がない方には利用しづらい制度でありますので、納税者間の不公平と認識しております。

2つ目に、全国及び県内の多くの自治体で廃止していること。県内では、9割の市町村で既に廃止しております。

なお、納税者の利便性を向上させるため、コンビニ収納、スマホ収納を前納報奨金の廃止に合わせて導入する予定としております。また、手数料の関係から、口座振替の利用を積極的に推進するなどして、さらに納税しやすい環境の整備に努めてまいります。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明いたします。54ページをお願いします。条例第42条は、個人の町民税の納期前の納付に関する規定であります、第2項の前納報奨金の規定を削るものであります。条例第70条は、固定資産税の納期前の納付に関する規定であります、同様に第2項を削るものであります。

52ページをお願いします。この改正条例の施行日は、令和5年4月1日からとし、経過措置として令和4年度分まで前納報奨金を交付することになります。

以上、議案第18号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 前納報奨金を廃止ということですが、公正公平ではないということと理由にされています。不公平だという声は、これまでに上がったことはありますか。

○議長（戸澤 栄君） 税務課長。

○税務課長（高山幸人君） 声はいただいたことはないと思います。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 前納報奨金を削ることによって、徴収率が下がる懸念もあると思うのですが、その辺はどう考えていますか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○税務課長（高山幸人君） 県内9割の自治体が既に廃止しておりますけれども、比較的最近前納報奨金を廃止しました複数の近隣の自治体の収納率を調べましたところ、制度廃止前後における収納率に影響はほぼ見られませんでした。

ただ、これが即当町に当てはまるかというと、これは蓋を開けてみないと分かりませんが、先ほども冒頭申し上げましたが、納税者の利便性を向上させるため、前納報奨金廃止に合わせてコンビニ収納、スマホ収納を導入する予定としておりますし、また手数料の関係から口座振替の利

用を積極的に推進するなどして、さらに納税しやすい環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） この改正の理由の中に、ほかの自治体もやっているという理由、県内9割がもう既にという話をされますけれども、ほかはほかで、野辺地町はこういう考えの下にこれを改正するという具体的な理由というところを前面に出してもらいたいなど。ほかのところはほかのところ、例として挙げただけだとは思いますが、そういった形で町の考え方はこうであるという理由を、今回に限らずですけれども、そういった理由で示していただければと思います。要望です。

○議長（戸澤 栄君） ほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。

町民課長。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第19号についてご説明いたします。

57ページをお願いいたします。議案第19号は、野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案であります。条例改正は、児童扶養手当法施行令及び青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表でご説明いたします。60ページをお願いいたします。第3条第4号中、中段の「。以下「政令」という。」を削り、別表第1、第2条関係を新旧対照表のとおり、所要の改正をするものであります。

この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

経過措置ではありますが、改正後の野辺地町すこやか医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療費の給付について適用し、施行日前に受けた医療の給付については、なお従前の例によります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これより質疑を行います。質疑ございますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 新旧対照表の中で、改正前のところで空欄になった部分が左側に追加されたと、空欄の部分が左側、改正案に追加されたということだと思います。これは、改正前の両目の視力の和が0.04以下の者を詳しく詳細に区分したという解釈で、内容的には変わらないような感じでよろしいですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、説明。

○町民課長（上野義孝君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（戸澤 栄君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

町民課長。

○町民課長（上野義孝君） 議案第20号についてご説明いたします。

63ページをお願いいたします。議案第20号は、野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案であります。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額する必要があるため、提案するものであります。

国は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児分の均等割保険税に対して、現在の軽減措置からさらに5割軽減の措置を講じることといたしました。これに伴い、当町の保険税条例をお手元の68ページから81ページの新旧対照表のとおり、所要の改正をするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。ただし、第5条の2第1項、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行いたします。

この条例の適用区分ですが、この条例による改正後の野辺地町国民健康保険税条例の規定は、全

項ただし書に規定する改正規定に限り、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ある方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 野辺地町消防団条例の一部を改正する条例案を議題とします。

安全課長。

○防災安全課長（五十嵐勝弘君） それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。

議案書83ページをお願いいたします。議案第21号は、野辺地町消防団条例の一部を改正する条例案であります。

84ページをお願いいたします。84ページから85ページにかけて、改正内容を記載しておりますが、野辺地町消防団員の処遇改善を図るため、消防団員の報酬等を改め、併せて押印の廃止について所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表で改正点についてご説明いたします。87ページをお願いいたします。今回の条例の一部改正については、第４条において、新たに消防団員となった際の宣誓書への押印を廃止することとし、87ページから88ページにかけての第７条では、昨年４月に消防庁長官より発出された消防団員の処遇改善等への積極的な取組に対する助言によりまして、団員各階級の年額報酬について従来の金額からおおむね１割引き上げ、また第８条で費用弁償として支給していた出勤手当についても出勤報酬に改め、出勤し従事した時間により金額を定め支給するほか、災害、警戒、訓練等以外の職務に従事した報酬については、1,500円から2,000円に引き上げるものです。

なお、この条例は令和４年４月１日から施行するものであります。

以上、議案第21号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案どおり可決されました。

次に、議案第22号 町道の路線認定の件を議題といたします。

建設課長。

○建設水道課長（浜野 徹君） 議案第22号についてご説明いたします。

議案書91ページをお願いいたします。議案第22号は、町道の路線認定の件であります。

議案書92ページをお願いいたします。新たに町道として認定する路線は、石神裏上川原支線9号線、御手洗瀬・槻ノ木3号線、枇杷野支線8号線、切明支線6号線、切明支線7号線の5路線となります。

議案書94ページから97ページには、各路線の位置図を記載しております。

以上、議案第22号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これより質疑を行います。質疑ございますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 町道になるということですが、町道になる前というのは個人の道路だったということでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○建設水道課長（浜野 徹君） お答えします。

寄附採納いただいた路線もございますし、あともともと町道的な形で利用していましたけれども、路線名が振られていない道路だということ、それらを全て町道として認定するということで、今回提案させていただきました。

○議長（戸澤 栄君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決しました。

議案第23号 町道の路線変更の件を議題とします。

課長。

○建設水道課長（浜野 徹君） 議案第23号についてご説明いたします。

議案書99ページをお願いいたします。議案第23号は、町道の路線変更の件であります。

議案書100ページから109ページをお願いいたします。路線変更する町道は、淋代支線3号線ほか38路線で、幅員及び延長が変更となります。

議案書111ページから142ページには、各路線の位置図を記載しております。

以上、議案第23号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 町道の路線廃止の件を議題とします。

はい。

○建設水道課長（浜野 徹君） 議案第24号についてご説明いたします。

議案書143ページをお願いいたします。議案第24号は、町道の路線廃止の件であります。

議案書144ページをお願いいたします。路線廃止する町道は、駅前鳴沢支線3号線で、廃止後はPRセンターの敷地として引き続き町が管理することとなります。

議案書146ページには位置図を記載しております。

以上、議案第24号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 質疑を行います。質疑ございますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 新しく認定された町道と、それから今の廃止する町道がありますけれども、町道の総延長は増えたのか減ったのか、もし距離数というか、延長数も分かれば教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 分かりますか。はい、どうぞ。

○建設水道課長（浜野 徹君） ご質問にお答えします。

町道の延長、令和2年度が143.6キロ、令和3年度で144.1キロということで、増えてございます。

○議長（戸澤 栄君） ほかがございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題とします。

町長。

○町長（野村秀雄君） 議案第25号は、人事に関する件でございますので、私からご説明申し上げます。

議案書147ページをお願いします。議案第25号は、野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件であります。

148ページをお願いします。固定資産評価委員会委員であります西舘 司氏及び菊池康明氏の任期が令和4年3月31日をもって満了となることから、新たに角谷裕一氏及び乙部和弘氏を委員に選任したく議会のご同意をいただくものであります。

なお、両氏の略歴につきましては、149ページ以降に記載のとおりであります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（戸澤 栄君） これより議案第25号を採決します。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第25号は同意することに決定をいたしました。

◎追加提出議案の上程

○議長（戸澤 栄君） 日程第 2、追加提出議案の上程を行います。

追加提出議案第26号から28号までを上程します。

◎追加提出議案の提案理由の説明

○議長（戸澤 栄君） 日程第 3、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） それでは、本定例会に追加提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

最初に、議案第26号は、令和 3 年度野辺地町一般会計補正予算（第11号）であります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、予算の総額を76億7,800万円といたしました。

歳入では、財源調整として財政調整基金繰入金を800万円追加いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合等負担金793万円余りを追加したほか、介護保険事業特別会計への繰出金として野辺地病院への地域包括支援センター立ち上げに係るシステム機器等導入費補助金のうち、一般会計負担金68万円余りを追加いたしました。

次に、議案第27号は、令和 3 年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）であります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ358万円を追加し、予算の総額を17億9,611万2,000円としました。

歳入では、包括的支援事業費として国庫補助金に137万円余り、県補助金に68万円余り等を追加し、歳出では野辺地病院への地域包括支援センター運営システム機器等導入費補助金358万円を計上いたしました。

最後に、議案第28号は、令和 4 年度野辺地町一般会計補正予算（第 1 号）であります。本補正予算案は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策補助金を活用して、感染症対策や町民、企業等を支援していくためのものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億8,000万円を追加し、予算の総額を74億1,300万円としました。

歳入では、国及び県からの補助金のほか、不足する部分には財政調整基金を繰入れし、調整いたしました。

歳出では、町民 1 人当たり 1 万円の商品券を給付する地域振興券発行事業に 1 億3,456万円余りを計上したほか、感染防止対策や事業者支援に係る事業費をそれぞれ計上いたしました。

以上、3 件の議案につきまして追加提案させていただきますので、よろしくご審議、御議決賜り

ますようお願いを申し上げます。

以上です。

◎追加提出議案審議

○議長（戸澤 栄君） 日程第4、追加提出議案審議を行います。

議案第26号 令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

歳入歳出予算補正の主な項目について、副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 議案第26号は、令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第11号）であります。

お手元の別冊予算書でご説明いたします。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、予算の総額を76億7,800万円としました。

まず、歳入予算について、予算書の5ページをお願いいたします。18款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金は、本予算の収支均衡を図るためのもので、800万円を追加いたしました。

続いて、歳出予算についてご説明申し上げます。予算書の6ページをお願いいたします。3款民生費、1項2目後期高齢者医療対策費は、青森県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。10号補正において減額する旨ご説明いたしましたが、令和2年度の精算分を誤って減額してしまったものであり、改めて793万8,000円を計上するものであります。

3目介護保険対策費、27節繰出金は、介護保険事業特別会計への繰出金で、包括的支援事業・任意事業費に68万9,000円を計上いたしました。令和4年度から地域包括支援センターを公立野辺地病院に委託することとしておりますが、今年度内にシステム機器等を導入する必要があることから、導入費用を補助することとし、一般会計の負担分を計上したものであります。

14款1項1目予備費は、財源調整のため62万7,000円を減額いたします。

以上、令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第11号）の概要であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） 多少時間がオーバーするかもしれませんが、あと少しですから、最後まで進めたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、歳入歳出一括で質疑を行います。質疑のある方。

5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 今副町長、誤って減額したということだったのですけれども、その誤りの原因は何でしょう。

○議長（戸澤 栄君） 担当課長。

○町民課長（上野義孝君） お答えいたします。

私のチェックミスでございます。大変申し訳ございません。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 地域包括支援センター立ち上げに係るシステム機器導入の補助ということでもありますけれども、システムの導入の金額はもう既に決定されていて、それに見合った補助金ということでしょうか。もしくは、あらかじめ予算が立てられてあって、それに補助して、要は予算ではなくて、決定したら、もし余ったらそれは戻ってくるという解釈でよろしいですか。

○議長（戸澤 栄君） 福祉課長。

○介護・福祉課長（瀧澤 誠君） お答えいたします。

この68万9,000円は、あくまでも一般会計から介護保険事業会計のほうへ、特別会計のほうへの繰出金ということで、システムの導入費用についてはもう既に決定しておる状態でございます。

○議長（戸澤 栄君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 令和3年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

歳入歳出予算補正の主な項目について、介護・福祉課長、説明。

○介護・福祉課長（瀧澤 誠君） それでは、議案第27号 令和3年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いします。既定の予算額に358万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,611万2,000円といたしました。

それでは、歳入についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（包括的・任意事業）を137万8,000円増額しました。

5款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金（包括的・任意事業）を68万9,000円増額いたしました。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金（包括的・任意事業）を68万9,000円増額いたしました。

7 款 2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金は、82万4,000円増額いたしました。

続いて、歳出についてご説明いたします。6 ページをお願いいたします。4 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費は、358万円を増額いたしました。町が公立野辺地病院へ運営を委託する地域包括支援センターは、高齢者の総合窓口となります。相談者の介護、医療、福祉や生活情報等の一括管理を推進するために導入費を補助するものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これより歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ございますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 先ほどの質問にもかぶるのですけれども、地域包括支援センター運営システム機器導入費は、導入額は幾らでしょうか。また、補助金とありますけれども、補助金以外に係る部分というのは病院側が負担するということでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○介護・福祉課長（瀧澤 誠君） ただいまの質問にお答えします。

ただいまの導入費用は、357万9,400円となっております。その中にハードウェア、ソフトウェア、操作説明、それからインストール等の諸費用も含まれております。そのほかの保守料等も今後は野辺地病院の負担ということになります。

○議長（戸澤 栄君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

歳入歳出予算補正の主な項目について副町長の説明を求めます。

○副町長（江刺家和夫君） 議案第28号は、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）であります。

それでは、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,000万円を追加し、予算の総額を74億1,300万円といたしました。

まず、歳入の主なるものについて、予算書の 6 ページをお願いいたします。14 款国庫支出金、2 項 1 目総務費国庫補助金、3 節地方創生臨時交付金は、令和 3 年度の国の補正により措置されたものを令和 4 年度分として交付を受けるもので、1 億 2,497 万 7,000 円を追加いたしました。

15 款県支出金、2 項 1 目総務費県補助金、5 節新型コロナウイルス対策事業費補助金の新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費は、4,500 万円を計上いたしました。令和 3 年度の県予算の専決処分により創設されたもので、1 市町村当たりの配分予定額を計上いたしました。

18 款繰入金、2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金は、本補正予算の財源調整のため 1,002 万 3,000 円を追加しております。

続いて、歳出予算の主なるものについて、7 ページをお願いいたします。財源補正と記載のあるものが幾つかありますが、これは当初予算に計上したもののうち、国、県の補助金を充てることとしたものであります。

2 款総務費、1 項 6 目企画費、18 節負担金、補助及び交付金の公共交通事業者等交通対策維持支援事業は、地域交通を維持することを目的に、厳しい経営状況にあるバス、タクシー等の交通関係事業者車両維持等に係る経費を支援するもので、310 万円を計上いたしました。

次に、8 ページをお願いいたします。下段の 7 款商工費、1 項 1 目商工総務費の 1 節報酬から 11 節役務費の郵便料までと、18 節負担金、補助及び交付金の地域振興券発行事業は、町内における経済活動の循環、活性化を目的に全町民へ 1 人 1 万円分の商品券を配布するもので、総額 1 億 3,456 万 2,000 円を計上いたしました。なお、商品券の発送は町が行い、換金事務等は商工会が行うこととしております。

11 節役務費の公金口座振込手数料 2 万 7,000 円は、18 節負担金、補助及び交付金の事業者支援給付金事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で売上げが減少している事業者に対し給付金を給付するもので、総額 2,402 万 7,000 円を計上いたしました。その下の安全・安心事業所認証事業 1,020 万円は、既存認証店における感染対策の維持強化を図り、町民の皆様が安心して買物やサービスを受けられるように、また地域の消費活動が活性化するよう補助するものであります。その下の観光事業者支援事業は、町内の観光事業者に対し、事業活動が継続できるよう支援するためのもので、200 万円を計上いたしました。これは、スキー場に対するものであります。

9 ページに参りまして、7 目観光物産 P R センター費、17 節備品購入費のワイヤレス音響機材は、各種事業やイベント実施時における飛沫防止対策として整備するもので、18 万 7,000 円を計上いたしました。

9 款消防費、1 項 1 目常備消防費の 18 節負担金、補助及び交付金は、北部上北広域事務組合への消防費の負担金で、救急活動等における感染防止対策経費 300 万円を計上いたしました。

10 款教育費、2 項小学校費、4 目教育振興費、19 節扶助費の就学援助費は、感染症拡大による経

済的な理由により就学が困難となった児童のいる世帯に学用品費などを支援するもので、35万3,000円を計上いたしました。

5目学校施設費は、若葉小学校に学級数の増が見込まれることから、換気対策のためエアコンを設置するもので、合わせて245万9,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。3項中学校費、2目教育振興費、19節扶助費の就学援助費は、先ほどご説明したものの中学校分で、24万円を計上いたしました。

11ページに参りまして、14款予備費は20万4,000円の減額といたしました。

以上、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）の概要であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出一括で質疑を行います。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 9ページお願いします。教育費の中のエアコン機器等設置工事、設計と設置工事合わせて200万円余りであります。若葉小学校へ設置ということですが、何台設置でしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 教育課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） お答えいたします。

設置台数は1台になります。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 1台設置するのに設計費50万円弱というのは、かなり大がかりな設計かなと思って見ていたのですけれども、エアコン設置にも198万円、約200万円ということで、どれだけのエアコン、どういうエアコンをつけるのですか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） 今各教室のほうに1台ずつエアコンのほう設置しております。それと同等品ということで考えていました。工事の内容につきましても、足場などの仮設等や電気設備設置工事等含めてこの額となっております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ということは、電源の関連もいじらなければならないということでしょうか。単純にエアコンを増設するのではなくて、電源関係もいじるということですか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） 電源というよりも、今私把握しているものは配線的なもののほうが大きいと思っています。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5 番（野坂 充君） 7 ページ、負担金、補助及び交付金の補助金、バス、タクシーに補助金を交付するということですが、これは要望があって交付するものなのでしょうか。それと、各バス会社、タクシー会社に補助する金額を教えてくださいと思います。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○地域戦略課長（長根一彦君） お答えいたします。

交通事業者への補助金につきましては、今年度やったアンケート調査を基に決めています。事業を立ち上げております。そして、補助する額なのですけれども、路線バス事業者様には1社50万円掛ける2社、それから貸切バス事業者様には30万円掛ける2社、それからタクシー事業者は車両1台当たり4万円として見込み数33台、それから運転代行事業者、車両1台当たり3万円といたしまして6台の事業費を組んでおります。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の説明で、アンケート調査というお話でした。このアンケート調査は町がやったのでしょうか、それとも商工会とかがやったのでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○地域戦略課長（長根一彦君） お答えいたします。

町がやりました。

○議長（戸澤 栄君） 5 番、野坂 充君。

○5 番（野坂 充君） 8 ページ、観光事業者支援事業200万円、スキー場に補助金として交付するということなのですが、この趣旨は何でしょう。

○議長（戸澤 栄君） はい。

○地域戦略課長（長根一彦君） お答えいたします。

一般の全員協議会でお話ししましたが、今年度スキー場につきましては、1月下旬からの青森県のコロナ対策が始まってから、スキー教室等でキャンセルが相次いでおりました。そういうことも鑑みまして、来年度の事業開始への支援、それから来年度のコロナ分も見込みながら、200万円とした考えをもちまして事業を組んでおります。

○議長（戸澤 栄君） 5 番、野坂 充君。

○5 番（野坂 充君） ナイターにつきましては、来年ももしかしてやらないのでしょうか。もしやらないのであれば、スキー場に対してもっと先に補助金なりやって、ナイター照明の分出してあげたほうがいいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（戸澤 栄君） 担当課長。

○地域戦略課長（長根一彦君） お答えいたします。

ナイター照明につきましては、先般会社のほうともお話しさせていただきました、全般的な事業、バス事業とか、その他の観光事業等も考えながら、今後スキー場のナイターにつきましては考えていきたいということでしたので、今後また会社側との話合いの中でいろいろと考えていければなと考えます。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 先ほどの交通事業者に関してのアンケートは、町側が取ったということですけれども、ほかの一般的なというか、商業だったり、農業だったりというところに対してのアンケートというのは取っているのでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○地域戦略課長（長根一彦君） お答えいたします。

今年度やったコロナ交付金事業の中で、子育て応援とか、あと商品券事業の中で、百四十何社様の使える場所があったのですけれども、そういうところにもアンケートを取ったりしておりますけれども、農業というお話でしたけれども、そちらのほうでは取っておりません。家賃支援は取っていますけれども、そちらのほうは取っておりません。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 同じ産業ということで、農林水産も同じ産業だと思うのですけれども、全面的にしっかりとアンケートを取って、一極集中ではなくて、皆さんにしっかりと支援できるような体制を取っていただきたいのですが、ご検討お願いします。

○議長（戸澤 栄君） 要望ですね。

〔「はい」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） そのほか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決しました。

◎陳情審議

○議長（戸澤 栄君） 日程第5、陳情審議を行います。

本定例会に陳情等文書表のとおり、1件の陳情書が提出されております。この陳情書については、議会運営委員会において議員配付と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、この陳情書は議員配付に決定しました。

以上で本定例会に付議した事案等の審議が全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（戸澤 栄君） 町長から町議会定例会の閉会に当たりご挨拶を申し上げたいということで、許可します。

はい、どうぞ。

○町長（野村秀雄君） 令和4年第1回定例会の閉会に当たりまして、議長からお許しをいただきましたので、一言お願いとご挨拶を申し上げます。

まず、町税条例等の一部改正の専決処分についてであります。現在開会中の国会において、地方税法などの改正が審議されております。これらの法案が成立しますと、町税条例など関係条例の一部改正が必要となりますが、施行日が令和4年4月1日となりますことから、法案の成立に合わせてこれらの条例について専決処分をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

さて、新庁舎建設事業につきましては、一昨日の特別委員会でご説明しましたとおり、スケジュールは変更となりますが、引き続き事業の推進を図るため全力で取り組んでまいりたいと考えております。今後の具体的な方針が定まりましたら、改めて議員皆様方にご説明させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議員皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、町勢発展のためますますご活躍されますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（戸澤 栄君） これをもって令和4年第1回町議会定例会を閉会します。

（午後 零時08分）